

令和4年度
(2022年度)

定期監査報告書

(各部局に対する定期監査)

箕面市監査委員

定期監査

1 基準準拠等

この報告は、箕面市監査基準に準拠している。また、同基準に基づく箕面市監査計画のうち定期監査監査計画及び令和4年度年間監査計画に則って監査を実施した。

2 監査の種類

財務監査（地方自治法第199条第1項）及び行政監査（同条第2項）（箕面市監査基準第6条第2項の規定により併せて行う）。ただし、定期監査監査計画の監査の対象に記載する施設監査及び工事監査を除く。

3 監査の対象

- (1) 総務部 人事室、財政経営室
- (2) 人権文化部 文化国際室
- (3) 市民部 戸籍住民異動室、国民健康保険室
- (4) 地域創造部 箕面営業室、広域商工課
- (5) 健康福祉部 障害福祉室、地域保健室
- (6) みどりまちづくり部
箕面産と食の推進室、営繕室、広域住宅課、審査指導室、広域指導課
- (7) 上下水道局 経営企画室
- (8) 市立病院 病院管理室
- (9) 教育委員会事務局子ども未来創造局
学校生活支援室、学校給食室、保育幼稚園利用室、広域幼児育成課、文化国際室
- (10) 農業委員会事務局 箕面産と食の推進室

※ 全部局室（課）等を対象として、リスクの内容及び程度、過去の監査の結果、その措置状況、監査資源等を勘案し、上記の室（課）等を抽出した。

4 監査の日程及び実施場所

令和4年10月11日から令和5年2月22日まで
市役所別館5階D会議室、別館5階C会議室、本館2階特別会議室等

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める監査等の着眼点に準ずる。

6 監査の主な実施内容

本市の事務業務が法令及び例規に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼とした。

監査の品質管理の向上及びリスク管理の観点から、契約関連事務、補助金・交付金等の交付事務、切手受払簿等の出納簿及び指定管理関連事務を必須項目とし、加えて各所管事業の中からリスクの重要度及び市民の関心度の高い事業を選択項目として抽出し、関係する書類を提出させて確認するとともに、コロナ対策を踏まえて安全性の確保にも留意し、対象部局に対して質問し、説明を求め、適法性、経済性、効率性、有効性、妥当性等を見極めることとした。

予備監査の結果を踏まえ、令和4年12月15日、令和5年1月20日、2月22日に対象部局からの説明と監査委員との質疑応答の機会を設け、対象部局の長等から弁明、見解等を聴取した。

7 監査の結果

新型コロナ関連業務及びコロナの影響によるイレギュラーな事務執行が多くの部署で見受けられた。

予算の執行その他財務に関する事務は、おおむね適正に執行されていたが、監査対象の必須項目とした契約関連事務、補助金・交付金等の交付事務、指定管理関連事務を中心に、依然として事務処理上の軽易なミスが散見され、また、後述するように、是正、検討を要するものも見受けられた。

今年度の監査で各部局全般的に共通する事項については、次のとおりである。

① ルールに沿った事務処理

契約関連事務に関しては契約事務手続要綱、随意契約ガイドライン、長期継続契約に係る入札・契約関係事務取扱指針など、補助金・交付金等の交付事務に関しては補助金交付規則、補助金交付要綱など、指定管理関連事務に関しては条例、条例施行規則や協定書など、これら以外にも文書事務に関しては文書取扱規程など、それぞれ所定のルールに沿って事務を処理するよう徹底されたい。現状に合致しておらず所定のルールに沿うことが合理的でない場合など、所定のルール自身に改善すべき点がある場合は、適宜見直しを検討されたい。

② 債権管理

本年度の監査で対象になった市営住宅の家賃、水道料金・下水道使用料、学校徴収金、奨学資金貸付金については、各室で債権管理を行っており、後述するように一部で課題が見受けられた。市には各債権所管室で構成される連絡組織が設置されているので、課題解決のため、進捗情報だけでなく、滞納整理を含めた債権管理のノウハウや時効になった債権処理方法について共有することを検討されたい。

③ 切手類の取扱い

切手受払簿を確認した限りにおいて、全庁的な管理方法の確立が図られたとは見受けられなかった。昨年度と同様のコメントになるが、郵便切手及びレターパック類は、現金と同様に適正な管理が必要とされるものであるから、保管場所、出納簿の様式、出納方法、確認方法などのルールを定めるとともに、予算が事業別に組まれていることを踏まえ、多額の繰越が発生した場合に備えて部署間の貸借や譲渡も視野に入れ、全庁的な管理方法の確立を図り、リスクの軽減に努められたい。

④ 提出書類の訂正等

補助金・交付金の交付事務をはじめ、市に提出された申請書等の書類の記載不備については、提出者に訂正させるか出し直させるのが原則であるので、提出書類の整理を含め、適切に対応されたい。

⑤ 契約書ひな形の加工

契約書作成の際にひな形を使用するに当たっては、条項の適用除外や一部削除など、合意した内容が契約条項に過不足なく反映されるよう適切に加工されたい。

⑥ 契約等の内容の履行

契約の締結後、指定管理の開始後、補助金等の手続開始後は、再度契約等の内容を確認のうえ、提出物の遵守など適切に履行されているか注意されたい。

以上を総論とし、以下、部局室(課)ごとに言及する。

(1) 総務部

① 人事室

ライフワークバランスについては、育児休業等や介護休暇等の制度やテレワーク、時差勤務など多様な働き方に関する制度が整えられ、職員への周知に努めるとともに、時間外勤務抑制のための取組や職員のメンタル不調に関するサポートを行うなど、推進が図られている。育児部分休業などの取得率が低い職員がいる場合にあっては、その職員の所属長による対応はもとより、取得状況を把握できる制度所管室としても、問題の有無を確認した上で所属長に指導・助言するなど、良好な職場環境の整備に努め、制度が適切に機能しているか注意を払われたい。

職員の派遣については、民間企業等への研修派遣においては派遣成果の市政への反映状況について、公益的法人等への派遣においては関係法令に則った業務内容であることについて、それぞれ説明ができるよう、引き続き努められたい。

② 財政経営室

行政評価制度については、制度導入から10年以上経過してルーチン化・作業化している面の課題があるとともに、定期監査での指摘事項の一部が改善に結びついていない課題がある。議会からの指摘事項を含め、これらの課題の認識、解決方法等の情報を評価情報として組織で共有し、改善に取り組むため、行政評価制度の更なる活用に努められたい。

補助金制度については、これまでの定期監査において、補助事業完了後に補助金を申請する場合に補助金交付規則上の特例規定を使わない非効率な事務が見受けられ、また、社会福祉法人に対する補助金が一部の部局だけで個別に要綱を作成して運用していた。補助金制度の所管室として、特例規定については事務の適正な執行と業務軽減の両立を、社会福祉法人補助金については全庁的な統一性と整合性のある補助金制度の整備を、それぞれ図るよう努められたい。

(2) 人権文化部

① 文化国際室

箕面船場地区においては、「文化芸能国際交流のまちづくり」が箕面市メイプル文化財団と箕面市国際交流協会を両輪とした産官学民の連携により進められている。令和3年度と令和4年度ではワークショップやシンポジウムを行っているが、全体的に計画的執行に課題があるので今後留意するとともに、目的に対して効果的な取組となるよう努められたい。

所管施設である多文化交流センターのコロナ対策については、手指消毒の実施や飛沫感染の防止のほか、サーモグラフィカメラ、二酸化炭素濃度計及び空気清浄機の設置などの設備面での感染対策を行うとともに、オンラインで事業を実施するなどコロナ禍においても利用者数の増加に努めている。コロナに関する社会情勢の変化に応じて、引き続き所管施設の適切な管理運営に努められたい。

(3) 市民部

① 戸籍住民異動室

マイナンバーカードについては、パソコンやスマートフォンの扱いに不慣れた市民に向けた出張申請サポートを行うなど、普及率の向上に努めている。カードの普及に伴う転出入時の業務、紛失時の業務なども増加するなか、引き続き情報管理を徹底するとともに、窓口でのスムーズな交付に努められたい。

② 国民健康保険室

国民健康保険事業の広域化については、令和6年度に大阪府で広域化が完全実施され、府下の保険料率も統一される見込みである。急激な保険料変化で被保険者に大きな負担が生じないようにシミュレーションを行いながら慎重に保険料率の精査を行い、スムーズな移行に取り組むよう努められたい。

保険料に関する新型コロナウイルスの影響としては、保険料のコロナ減免・通常減免、保険料の軽減、傷病手当金の支給を行っている。今後も、被保険者から保険料の相談があった場合は、減免・軽減制度についての説明と申請のサポートを丁寧に行うなど、被保険者の実情に寄り添った対応に努められたい。

(4) 地域創造部

① 箕面営業室、広域商工課

ふるさと寄附金については、ポータルサイトの拡大、外部委託化、返礼品の拡充などにより、令和元年度以降、寄附金額・件数ともに伸びていることに加え、企業版ふるさと納税についても実績をあげている。

観光振興については、公民連携により箕面観光戦略を策定したところであり、今後は戦略の推進と進捗管理を行うことになる。このことについては箕面市観光協会に多くを委ねており、同協会の体制強化が課題のひとつとなっている。ほかにも地域内消費の活性化、紅葉期以外の観光客数の増加など、様々な課題の解決に努められたい。

(5) 健康福祉部

① 障害福祉室

障害者優先調達については、箕面市障害者優先調達推進方針により、物品、サービス等を調達する際に、障害者が働く事業所等から優先的に調達することとされている。しかし、例月出納検査の結果で再三指摘しているとおおり、障害者優先調達を行わない理由が成り立たないのではないかと思われるものが見受けられ、学校等を対象にした施設監査においても同様の状態である。制度の所管室として、市の方針についての職員の意識向上を図るとともに、各部局室が優先調達できない原因を探って改善を求めるなど、対策を講じられたい。

あかつき園の再整備については、工事期間中の代替施設等の方針の確定などが課題となっており、全体構想に係る基本計画の策定、それに基づく基本設計の着手を目指している。(仮称)ワークセンター小野原の整備については、今後も関係者や地域の理解を得るため粘り強く取り組むよう努められたい。

② 地域保健室

コロナワクチン接種業務については、実施計画の策定、接種券の送付、ワクチンの手配、医療機関との委託契約、集団接種会場の運営、接種手続の相談対応、健康被害救済申請の受付などがあり、市広報紙やホームページ、メール、LINE等の情報提供により接種率向上を図っている。新型コロナが5類になるなど新たなステージに移ろうとする中、国の動向を注視されたい。

一般財団法人箕面市医療保健センターが指定管理者になっている箕面市立医療保健センター及び同センター分室（豊能広域こども急病センター）について、

センターの健診料金とセンター分室の診療料金は指定管理者が収受する利用料金とのことなので、今後は条例に基づいた所定の手続を行うよう、指定管理者と協議のうえ対処されたい。

(6) みどりまちづくり部

① 箕面産と食の推進室

コロナ禍の中、食育推進に関する各種教室の開催が困難となっていたが、十分な感染対策を行った上で順次再開された。学校給食における地産地消の推進については、地産地消率は年々上昇しており、今後も創意工夫を続け、箕面産野菜を使った給食が安定して提供されるよう取り組まされたい。

② 営繕室、広域住宅課

市営住宅については、指定管理者制度が導入されているが、重要事項の変更届の対象事項についての協定書の規定が条例・規則と整合していないので、改善されたい。市営住宅の駐車場料金が指定管理者の権限であるにもかかわらず、市長名で減免決定されていたので改善されたい。市営住宅の駐車場を入居者以外の者に利用させていたが、その根拠が明らかでなかったため、今後は利用可能なことがわかる証拠を残すようにされたい。

庁舎等の管理については、前回の定期監査後に出退簿の記入が午後9時からに変更されたことに伴い、セキュリティの面で問題が生じないような工夫を検討されたい。

備品台帳の記載と現物に不整合が散見されたので、使用の予定の有無を含めて現状を今一度確認の上、必要に応じて廃棄及び売却の処理を行うなど整理されたい。

③ 審査指導室、広域指導課

地震災害に備えた民間建築物の耐震化の推進については、耐震診断・耐震改修設計・耐震改修工事に対する補助金制度に加え、広報や相談会開催により取り組んでいる。当該補助金の交付事務において、要綱で定められた添付書類と実際の運用が相違していたものが見受けられたので、総論で述べたとおり見直しを検討されたい。大阪北部地震から4年以上経過したが、耐震性不足の住宅は未だ市内に数多くあるので、引き続き耐震改修の啓発に努められたい。

(7) 上下水道局

① 経営企画室

水道料金と下水道料金は性質の異なる債権であり、両者を併せて徴収している。口座振替の案内や複数の連絡先の把握など、未収金を出さない取組を進めている。収納事務の一部を委託しており、職員が行う必要のある滞納処分はその都度委託

業者が職員に承認を得て行うなど業務フローを整備している。委託業者が行う催告の事務について、非弁行為に抵触しないよう内容を確認されたい。また、水道料金の不能欠損処理に係る債権の管理方法を見直しされたい。

(8) 市立病院

① 病院管理室

ローコスト運営については、成果連動型民間委託方式によりコンサルティング業者と業務委託契約を締結し、委託・賃貸借事業者に協力を依頼して変更契約を締結し、大規模なコスト削減を行った。今後は、医療サービスの質に配慮しつつコストがリバウンドすることの無いよう努められたい。

新型コロナ対策については、換気の強化や空気の清浄化、飛沫の拡散防止と清拭の徹底による環境表面の汚染防止のほか、発熱患者と一般患者の動線・空間の分離、コロナ感染者の隔離管理、院内のゾーニング、院内ルールの周知徹底などの対策を積み重ねている。新型コロナをめぐる情勢が変わりつつある中、新病院設立までの間、引き続き今の病院施設で適切な管理運営に努められたい。

(9) 教育委員会事務局子ども未来創造局

① 学校生活支援室

学校徴収金については、債務者から時効中断の要件となる債務承認書兼納付誓約書を提出してもらう際、日付が空白のまま受け付けているものが見受けられたので、改善されたい。また、市の債権ではないPTA会費を学校給食費など市の債権と併せて徴収し督促を行っていたため、債権の管理方法を検討されたい。

奨学資金貸付金のうち現実に徴収できない古い債権については、時効援用や債権放棄も含めた整理を検討されたい。

学校事務センターは、学校現場・教職員の負担軽減のため、これまで学校が担ってきた業務のうち学校以外が担う業務として国が示した業務を処理するため令和元年度に設立され、現在は一部の業務が委託化されている。学校が購入した消耗品等の請求書を事務センターに集めて支払処理をしているが、支払遅延が見られている。学校生活支援室では、学校職員への指導の機会を増やしているが、今後も引き続き支払遅延防止対策に取り組まれたい。

② 学校給食室

食物アレルギー対応では、多くの子どもに共通するアレルギー食品を使用しない低アレルゲン給食を提供し、アレルギーのある子もない子も同じ給食を食べられる機会を増やす取組を行っている。引き続き、アレルギーを持つ子の誤食、異物混入などの給食事故を防ぐ取組を進め、安全な給食を安定して提供できるよう努められたい。

学校徴収金の債権管理のうち債務承認書兼納付誓約書については、学校生活支

援室と同様である。

③ 保育幼稚園利用室、広域幼児育成課

待機児童対策については、保育ニーズの増加、北急延伸やコロナ禍の影響などにより保育の必要量の見通しが困難な中、令和元年度まで急速に保育施設を整備するとともに、保育士確保対策の取組に努めた結果、令和元年度から年度当初の待機児童はゼロになっている。保育士確保対策の一環として令和3年度から設けられた保育士宿舍借上支援事業費補助金については、要綱の規定と実情に齟齬があったので、総論で述べたとおり見直しを検討されたい。

④ 文化国際室 *所管施設のコロナ対策を確認したところ、同室が所管する施設がなかったためコメント無し

(10) 農業委員会事務局

① 箕面産と食の推進室 *対象年度における簿冊等がないためコメント無し

8 監査執行者

監査委員 瀧 洋 二 郎

監査委員 田 中 真 由 美